

曖昧日本語の弊害と「シノハラ語録」20 選

【1: 英語共通編】

語録 1:

外国語の勉強は、日本語の特性を理解するには有効と考える。日本語は「情感」の表現には向いているが「論理的表現」には向いていない。

語録 2:

外国語を学習する時は、「彼等は、何故そのような表現方法を採用するのか、何故そのような言い方をするのか」を、まず理解することが基本である。

語録 3:

我々日本人は、日本文化の色合いが強い情感豊かな日本語と、「物、事、考え」を伝える明確な日本語を使い分けることができる。ただ、そのことを意識していないだけである。

語録 4:

グローバル社会で求められることは、まず世界との橋渡しができる言語、即ちオープンな英語を身につけることである。

語録 5:

英語で記述されている「物、事、考え」と同じ内容を「日本語で明快に表現する訓練」を学校教育で行えばグローバル人材の底上げに繋がる。

語録 6:

日本人は、論理力を鍛えて「物・事・考え」を伝える為の第二母語としての「文明言語」、即ち「文明日本語」を持つ必要がある。

語録 7:

「文明言語」であれば、文化と民族は異なっても物を見る方法、考える方法、原理や技術の説明、社会の仕組みやシステムなどを世界の人々へ伝えることが容易になる。

語録 8:

論理思考とはどのような思考回路のことか。それは「物、事、考え」を明確に突き詰め、曖昧と矛盾がなく、かつ一義的に整理された表現、あるいは文章を書ける思考のことである。

語録 9:

英語に転換できる日本語を意識すれば英語文章の構造が見えてくる。しかも翻訳ソフトの支援が得られ易くなる。英語学習の効率も格段に上がり、いつの間にか英語に慣れていくこと保証付きである。

語録 10&纏め:

日本が、あるいは日本人が世界から共感を得るためには、まず、世界の人々とコミュニケーションができる、「開かれた日本語」すなわち、第二母語としての「文明日本語」を身につけることが早道と考える。

その後は、日本文化に根ざした日本語が武器となる。日本文化に根ざした日本語は、共生(自然や人間と)の精神と相手を思いやる優しさが根底にある。人間の優秀さと論理力は必ずしも結びつかない。日本人としてのアイデンティティを見失うことなく対峙していけばな世界の人々から日本が、あるいは日本人が信頼され、尊敬されるに違いない。

【2:特許出願明細書編】

語録 1:

特許出願明細書は「発明技術の説明書」である。発明技術の説明には「文才」は要らない。誤解なく正確に伝わることが第一である。

語録 2.

難解な「日本特許出願明細書」は外国語への翻訳が難しく日本の「国益」を損ねている。世界へ伝わらない特許明細書は、単なる「紙きれ」に等しい。

語録 3.

日本特許明細書は、元々が国内で特許取るだけを目的として作成され、多くの人に読んで理解してもらおうという意図がほとんど無く、特許を専門とする身内(特許村)だけで通用すれば良いと考えられている、と推察できる。

語録 4:

発明技術の説明書は、背景(文化)の異なる人たちにも理解(翻訳)できるように分かりやすく明快に記述する責任と義務がある。

語録 5:

「グローバル知財」で最も重要なことは、他言語(特に英語)への翻訳を、強く意識することである。それには論理力を身につけることが求められる。

語録 6:

日本特許出願明細書を、そのまま他言語(英語)に翻訳しても、海外向けの特許出願明細書とはなりえないケースが多い。結論として、他言語(英語が中心)へ翻訳した外国特許出願明細書の現状は、惨憺たる状態にあることは容易に推察できる。

語録 7:

日本から海外の諸国に出願されている、英語で記述された外国特許出願明細書の多くが、読んで理解できない文章になっている。これは、元になった日本特許出願明細書の日本語文章が難解である、あるいは文章になっていないことによる。

語録 8:

元の日本語文章そのものが文章になっていないだけでなく、文書全体の構成が曖昧なことが、読者(翻訳者)の理解をさまたげることにもなっている。すなわち、文書の構成は論理的に展開され、文章も論理的に分かり易く書かれていないので、発明の内容が理解できないことになる。

語録 9:

具体的には本発明が位置する全体図を示さず、いきなり本発明の細部の説明から話が始まるので、読者は、たとえば装置全体の中のどの部分の話かわからない。

語録 10:

語録 9:に関連するが、関連技術と本発明の区分がはっきりしない。更に関連技術の説明が十分ではないので、何が問題で、何が課題として挙げられているのかよくわからない。

おまけ:

クレーム文(請求項)を、そのまま発明の説明に転載しているケースも散見するので、通常の記事になっておらず、ますます内容を掴むことが難しい。

要するに記述における論理のつながりとか、発明が位置する全体像の説明に、注意が払われていないものも多い。実にお粗末で日本人の知性が疑われても仕方がない。

【3: 英文特許明細書の現状について】

米国に出願された英文特許明細書の問題箇所は大きく分けると3分野になる。(注)ここでは、日本から米国へ出願され特許を取得しているものだけを対象とした。

1). 最大の問題箇所は、「発明の要約」の記述を手抜きして、クレームそのものをコピーしているケース(手抜き)がある。これはもちろん、翻訳の元の国内特許明細書がそのようになっているからである。クレーム文で間に合わせることは、発明の説明を放棄したとみなされ、文書の価値を台無しにしてしまうことになる。

2). さらに文書の流れ(構成)から見ると、「発明の背景」で述べる現状の問題点、あるいは課題から導かれるべき「本発明」の関係がよくわからないものがある。本発明の理解を求める上では、発明の背景で関連技術を丁寧に説明することは不可欠の要素であるはずだが、軽視されているものが多い。特に、米国に出願されているのに、USP(米国特許)を参照にして関連技術を記述しているものがほとんど見当たらない。

3). 3番目の問題は、いわゆる日本語風英語で記述された文章にある。読者に極めて奇異な印象を与えるだけでなく、何が書かれているのか理解しがたいものも多い。特に日本語の請求項を翻訳し、それをコピーして何とか一つの文章に仕立てようとしても、文型からすると長大な主語部の後、文末に動詞という、珍奇な英語文章となる。また、翻訳者が理解できない(ということは誰も理解できない)日本語文章は、当然、意味不明の翻訳英語文章となって現れることになる。

【4: 米国特許出願明細書の文書構成を知る】

- 1) .「発明の要約 Summary of the Invention」は、本発明がどのようなものであるか、わかりやすく簡潔に、通常の文章で記述(開示)する場所である。
- 2) . 特許出願明細書では、この発明を、第三者に理解してもらうために、三段階の説明が行われる。すなわち、まず、なぜこの発明を行ったかの背景「Background of the Invention」において、従来技術(先行技術 prior arts)を含む関連技術(related arts)の存在を明らかにし、そこでの問題点および解決すべき課題として取り上げた事項を明らかにする。
- 3) . その次に、それらの問題点あるいは課題を解決するものとして、この発明を実現したという説明を行う。これが「発明の要約」での説明となる。
- 4) . さらに、上記で述べてきた発明を、実際に実施するとすればこうなる、という詳細説明を、図面を補助にしながら行う。ここでの実施例(Preferred Embodiments)は、発明者が現時点で考えうるもっとも適切な応用例を挙げることが望ましいとされている。
- 5) . ここまで説明して、読者に理解してもらったとの前提の上で、この発明の(特許)権利を私は要求します、と要求事項を特定の様式で記述するのが請求項(Claims)である。
- 6) . したがって、クレームで要求している事項そのままの記述で、発明の説明に転用することは、説明の論理の流れからはあり得ないことであり、受け取り手(読者に)に強い違和感を与え、また、明快に、通常の文章で、発明を説明するという義務を無視したことになる。

【5:関係者には耳が痛い、SLE 塾長の総括】

まず「日本特許村」のガラパコス化した日本特許出願明細書は、一体どのようになっているのかを検証する。はたして外国人は理解出来るのであろうか。そのためには「現状」を調査して「事実」を正確に把握しなければならぬ。「事実確認」なしでは文句は言えないし、対策も立てられない。ということで「現状分析」して「事実確認」をした。すべてとはいわないが酷い状態に有ることは間違いない。

その原因は元(源流)となる「日本特許出願明細書」が最大の理由である。翻訳者は原文に対して忠実に翻訳する義務がある。「忠実翻訳」が前提である以上は翻訳ミスが生じにくい明確な日本語文章を書くべきである。その基本ができていない。

海外へ出願する案件は、欧・米型の論理展開を採用した「ロジカル文書」にすること、文章は具体的に明快で解りやすく記述せねばならない。つまり日本特許明細書を作成する当事者は「他言語へ翻訳できる日本語を書く!」、これを強く意識すべきである。つまり機械翻訳ソフトが使える日本語を書くことである。

1

特許明細書は技術文書で法律文書との混合であるという「誤解」を解くべきである。技術文書と法律(法的)文書の混合であるという誤解は、大きな弊害をもたらしている。すなわち、「**法的なものが混じっているとのことだから何やら難しいものである**」、**という偏見を多くの技術者が持つことになる。**そのことは、特許明細書を読むことを敬遠したり、自分の発明を記述した特許明細書をチェックせずに承認をしたり、あるいは何か少しおかしいなと思っても、特許明細書は法的なものだから、その面で素人の自分が口出しすべきでないと思えたりすることにつながっている。

2

米国特許明細書は、単に技術文書の一つであり、英語での標記のとおり技術の仕様書 (Specification) の一種に過ぎない。発明の権利を主張する仕様書であるから、その記述において主張する権利の範囲を損なわないように、他者の権利に引っかからないように、法的な眼で注意を要するというだけで、記述される文章は技術説明の記述であり、「クレーム部」を除けば法的事項の記述ではないはずだ。「クレーム部」は、各国の「知財経営部分」であるから規則があるのは当然である。この規則を遵守して「クレーム部」を作成するのが各国の弁理士の仕事である。

3

日本特許庁の審査官が理解できるギリギリの文書を書くのが弁理士の腕の見せどころという考え方があるならば、それはおかしい。特許権が切れて誰かが「特許明細書に書いてある通りにやれば再現ができた、というのが特許明細書（発明仕様書）の基本である。もし明確に開示したくない技術であれば特許出願をしなければ済むことである。特許出願をして権利を取得するのが目的であれば自分の発明を明快に開示する義務が生じる。

4

日本企業の「自社製品」に対する品質保証は超一流である。しかし「自社製品」の「知的財産」を守るべき特許明細書を含めた「文書」の品質は明らかに欠陥品と言える。日本企業の知的財産部は特許出願明細書の品質をチェックする「文書品質保証室」の設置が急がれる。

5

意味不明な日本特許明細書が齎す経済損失は膨大である。企業の技術者、理工系学生は特許情報を読みたがらない、特許調査をしないで出願するロスも膨大である。また難解な文章を紐解く必要のある特許審査、特許調査に膨大な時間がかかる。意味不明な文章は疲れを誘い、嫌う筈だ。外国へ出す英文特許文章は、翻訳ソフトが使えない、日本語を日本語へ翻訳（日→日翻訳）するコストは膨大である。

6

曖昧、意味不明、責任回避の日本特許明細書では、特許流通は進む筈がない。外国の特許明細書は「発明技術」をビジネスで使うことを意識して事業計画書の性格も持ち合わせている。彼らは「発明技術」を文書でブラシアップして更に価値を高める努力をしている。

7

詰まるところ、知財戦争（I P戦争）とは言語の戦争である。日本人は外国人に対して口では負ける、せめて文書で主張するしかない。

篠原ブログの読者から頂いたメールを紹介します。

このようなメールを頂くと嬉しくて涙が浸みます。頑張る気力が湧いてきます。本当にありがたいことです。特許庁の現場で実際に仕事をしている方の意見ですから我々の能書きとは説得力が違います。関係者の方々に是非、読んで欲しいと思います。勝手ながら御紹介させていただきます。

私は特許庁で調査員としてFターム細目を出願済み特許明細書に付与している者です。篠原殿がブログに書かれている内容に大いに同感しています。30年ほど前に私が出願した特許をアメリカに出願する際に読んで、まったく何をクレームしているのか判らなかつた経験があります。

現在の仕事で毎日読んでいる明細書に海外言語出願の和訳が5%程度ありますが、極めて難解です。私の周りの特許庁の人たちは、翻訳者にして も弁理士にしても意識した場合に問題が生じた際に責任を負わなくてはならないので、日本語として難解でも原語の言い回しに忠実に訳しているのではないかと行って、半ば諦めて特許性の審査をしています。

私は、**翻訳の問題ではなく先ず日本語がしっかり書けているのか、つまり論理的整合性を踏まえて思考し、それを文書化し自ら客観的に読み直せる能力があるか**ということが肝要だと思っています。

一般に特許に限らず自意を文書化して主張しようとする時、理解して貰い易く全体観に立って、どのような順序で説明するか、納得性を得るためにどのような言い回しをするかを考える訳ですが、どうも特許明細書となるとこのContextに配

慮なく、標準化された順序で形骸化された語彙を用いて書かなくては行けないと、各企業の特許担当者や中には弁理士も信じ込んでるように思えてなりません。

一例として一見枝葉末節のよう ですが「・・・に関する。」という文末で終わる文章での出願は困りものです。単に日本語の文法的に拙いというだけでなく、解釈上そこに続くものがあるのか、そこで完結しているのか曖昧なケースが多々あります。

審査員サイドはたとえ日本語として稚拙でも何とか技術的整合性が読み取れば、そこに着目して特許審査しようと懸命になっています。それで特許登録されたとしても、それを外国語に翻訳しようとすると、正に文法的正確さが求められるのですが、そこを更に簡略した「業界用語」ですまそうとする乱暴さや杜撰さが問題になるのです。以下省略。(Y: 2010/9/22)

メールを下された方の言われていることは、

国際特許出願明細書の文章は、他言語に変換（翻訳）することを意識して日本語文章を書くこと、即ち

- ・ 文書構成は論理的に展開されていること、
- ・ 日本語文章は論理的に簡潔、明快に記述することです。

論理的に記述された日本語であれば翻訳者の負担は軽く、能率が上がり翻訳品質も高まります。しかも致命的な誤訳がなくなります。本来なら翻訳は不可能と思われる文章であっても、翻訳者は懸命に何とか形にしようと努力していますが、限界があります、と。